

## 一 第2章 給与 一

大雪地区広域連合職員の給与に関する条例

平成15年9月3日  
条例第12号

改正 平成28年3月25日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員（以下「職員」という。）の給与について定めるものとする。

(給与)

第2条 職員の給与については、東川町職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成15年9月3日から施行する。
- 2 美瑛町及び東神楽町から派遣されている職員については、第2条の規定に関わらず、派遣元の町職員の例による。

附 則（平成28年3月25日 条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。